

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、水銀が、環境中を循環しつつ残留し、及び生物の体内に蓄積する特性を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための水銀鉱の掘採、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等（水銀及びその化合物をいう。以下同じ。）の使用、水銀等を使用する方法による金の採取、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制に関する措置その他必要な措置を講ずることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）その他の水銀等に関する規制について規定する法律と相まって、水銀等の環境への排出を抑制し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とすること。

（第一条関係）

二 定義

1 「水銀使用製品」とは、水銀等が使用されている製品をいい、「特定水銀使用製品」とは、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものとする。

2 「水銀含有再生資源」とは、水銀等又はこれらを含む物（主務省令で定める要件に該当するものに限る。）であつて、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもの（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）のうち有用なものとする。

（第二条関係）

第二 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画

一 主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定するものとする。

二 一の計画において定める事項は、水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項、水銀等による環境の汚染を防止するために国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項、その他条約の的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項とすること。

（第三条関係）

第三 水銀鉱の掘採の禁止

何人も、水銀鉱を掘採してはならないものとする。 (第四条関係)

第四 水銀使用製品の製造等に関する措置

一 特定水銀使用製品の製造の禁止

何人も、許可を受けた場合を除き特定水銀使用製品を製造してはならないものとする。

(第五条関係)

二 特定水銀使用製品の製造の許可

特定水銀使用製品を製造しようとする者は、その種類ごとに、主務大臣の許可を受けなければならないものとする。

(第六条関係)

三 欠格事由

欠格事由に該当する者は、特定水銀使用製品の製造の許可を受けることができないものとする。

(第七条関係)

四 許可の基準

主務大臣は、許可の申請に係る特定水銀使用製品が条約で認められた用途のために製造されることが

确实であると認めるときでなければ、許可をしてはならないものとする。 (第八条関係)

五 変更の許可等

特定水銀使用製品の製造の許可を受けた者（以下「許可製造者」という。）は、製造しようとする特定水銀使用製品の用途を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならないものとする。 (第九条関係)

六 許可の取消し

主務大臣は、許可製造業者が許可の取消事由に該当するときは、許可を取り消すことができるものとする。 (第十条関係)

七 承継

許可製造者に相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可製造者の地位を承継するものとする。 (第十一条関係)

八 特定水銀使用製品の使用の制限

何人も、許可を受けて製造されたものである場合等を除き、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならないものとする事。

(第十二条関係)

九 新用途水銀使用製品の製造等の基本原則

既存の用途に利用する水銀使用製品以外の水銀使用製品（以下「新用途水銀使用製品」という。）については、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合でなければ、その製造又は販売（以下「製造等」という。）をしてはならないものとする事。

(第十三条関係)

十 新用途水銀使用製品の製造等に関する評価

新用途水銀使用製品の製造等を業として行おうとする者は、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて、自ら評価をし、評価の結果その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならないものとする事。

(第十四条関係)

十一 新用途水銀使用製品に係る勧告

主務大臣は、新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与することを確保

するために必要があると認めるときは、新用途水銀使用製品の製造等に関する評価等の届出をした者（以下「新用途水銀使用製品届出者」という。）に対し、新用途水銀使用製品の製造等に関し必要な勧告をすることができるとすること。

（第十五条関係）

十二 国の責務

国は、市町村が水銀使用製品を適正に回収するために必要な技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

（第十六条関係）

十三 市町村の責務

市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

（第十七条関係）

十四 事業者の責務

水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するよ

う努めなければならないものとする。

(第十八条関係)

第五 水銀等を使用する製造工程に関する措置

何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であつて、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要な製造工程において、水銀等を使用してはならないものとする。

(第十九条関係)

第六 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止

何人も、業として、金鉱から水銀等を使用する方法によつて金の採取を行つてはならないものとする。

(第二十条関係)

第七 水銀等の貯蔵に関する措置

一 貯蔵の指針等

主務大臣は、規制を行うことが特に必要な水銀等を貯蔵する者(以下「水銀等貯蔵者」という。)がその貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めるものとする。同時に、環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、水銀等貯蔵者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な

勧告をすることができるとすること。

(第二十一条関係)

二 貯蔵に関する報告

水銀等貯蔵者であつて、その貯蔵する水銀等の量が一定の要件に該当する者は、定期的に、水銀等の貯蔵に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならないものとする。

(第二十二条関係)

第八 水銀含有再生資源の管理に関する措置

一 管理の指針等

主務大臣は、水銀含有再生資源を管理する者（以下「水銀含有再生資源管理者」という。）がその管理に係る水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めるものとするとともに、環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、水銀含有再生資源管理者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をすることができるとすること。

(第二十三条関係)

二 管理に関する報告

水銀含有再生資源管理者は、定期的に、水銀含有再生資源の管理に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならないものとする事。 (第二十四条関係)

第九 雑則

一 報告の徴収

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者又は水銀含有再生資源管理者に対し、その業務に関し報告をさせることができるものとする事。 (第二十五条関係)

二 立入検査等

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者若しくは水銀含有再生資源管理者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験に必要な限度において試験を無償で収去させることができるものとする事。 (第二十六条関係)

三 資料の提出の要求

主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、水銀使用製品の製造、輸出若しくは輸入を業として行う者、水銀等貯蔵者又は水銀含有再生資源管理者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるものとする事。

(第二十七条関係)

四 主務大臣等

この法律における主務大臣及び主務省令について定めるものとする事。

(第二十八条関係)

五 権限の委任

この法律における権限の委任について定めるものとする事。

(第二十九条関係)

六 経過措置

この法律における所要の経過措置を定めることができるものとする事。

(第三十条関係)

第十 罰則

この法律における罰則を定めるものとする事。

(第三十一条から第三十五条まで関係)

第十一 附則

一 施行期日

この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 経過措置

この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めること。

(附則第二条から第四条まで関係)

三 関係法律の整備

この法律の施行に伴う関係法律の規定の整備を行うこと。

(附則第五条から第七条まで関係)

四 検討

この法律の検討について定めること。

(附則第八条関係)